

消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの設置について（案）

平成20年12月22日

関係省庁申合せ

1 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、関係省庁において、同計画第1中「4 消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化」の具体的推進方策を検討するため、「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

2 ワーキングチームの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房内閣審議官

構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

内閣府国民生活局消費者企画課長

内閣府国民生活局消費者安全課長

金融庁監督局総務課金融会社室長

金融庁監督局証券課長

警察庁生活安全局生活環境課長

警察庁生活安全局生活環境課生活経済対策室長

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部消費者取引課長

法務省刑事局参事官

財務省関税局業務課長

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室長

農林水産省総合食料局商品取引監理官

農林水産省消費・安全局表示・規格課長

経済産業省商務情報政策局消費経済政策課長

国土交通省総合政策局安心生活政策課長

3 ワーキングチームの庶務は、内閣府、警察庁等関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。